

こんなに大勢の方々が……!!

「村民かわらばん」の読者から貴重な反響

「かわら版」の読者の方々から、匿名や実名入りでお手紙、FAXを頂戴したり、お電話で貴重なアドバイスをしてくださるなど、心から感謝しております。

具体的な問題を提起されたものや、村政に対する厳しいご指摘もあり、「こんなに真面目に村の将来を考えている方が大勢いるんだ」と、内容を公開したいくらいです。

中には、「村民の生業向上発展には是非頑張ってください。」との後に「私は貴殿が『東電跡地への施設建設に反対はしない』といわれましたが、この点は同意できません。・・・」との、厳しいご指摘などもあり、身の引き締まる思いです。

(私の趣旨は、建設の賛否以前に土地取得の違法性を言いたかったことと、平野の一部の方々が云っている「建設が即地域活性になる」という“幻想”を指摘したいための表現です。ですから“対案”を出しています。意のあるところをご理解ください。)

ご意見どんどんお寄せください。これからの議会活動に向け勉強していきます。



噂の **ダム建設** も話題に

吉田防衛施設事務所(富士吉田市)への訪問

平成15年7月11日(金)午後4時、天野惣吉氏と所長に面会。

同席者：高橋所長、猪俣次長

訪問趣旨：昨今の村議会流会の問題と「交流プラザ建設」予定地に対する裁判問題などに関し新聞報道や新聞折込文書が発行された。また、「防衛庁に圧力をかけている」との趣旨の村当局の言動などに対し、当事者としての事実説明と所信の報告を行いました。

席上、一通りの説明が終わり、たまたま噂になっている演習場下の「ダム建設」が話題となりました。

猪俣次長が、大きな航空写真上で予定地を指差されましたが、一の堀付近の東富士道路より下の位置でした。

次長のお話では、建設目的は、50年・100年に一度の災害を想定した「防災用」との説明でしたが、今までの災害実績や防災効果など、全く説明していただけませんでした。

また、「ダム建設の総予算はいくらか?」「調査データの入手窓口は?」などについての質問には、急に口ごもり全く沈黙されるのみで回答はありませんでした。

私達は、「現在これらの川は水も流れておらず、今までに災害実績もないのに50年100年に一度という架空の災害想定と、建設予定地からして防災効果が不明確なもので、計画そのものに疑問を感じる。噂では数十億円もの国民の税金が使われるそうだが、全く無駄な事業のように感じる。国にそんな無駄なお金があるとは到底思えないがもしそのようなお金があるとするならば、不公平な線引きで防音工事地区に該当しない、それこそ村民の全所帯に防音工事をしてやった方が、はるかに村民の暮らしに役立つのではないか?」…と詰め寄ったが、これまた沈黙されるだけで対応が全く不自然でした。

この件につき、早速詳しい調査を開始しています。

「第1回山中湖観光セミナー」に参加して

7月16日、観光協会が主催した「第1回山中湖観光セミナー」は、東大助手で演習林駐在の山本清龍さんと山梨県環境科学研究所の本郷哲郎さんが、山中湖の観光の歴史や観光客の動向や傾向のデータなどを用いて基調講演をされました。

参加者からも「自然資源を大切にしたいこれからの観光の方向性づくり」などについて貴重な意見があり、とても勉強になりました。同じ意見の方が大勢いることに勇気が沸きました。

今回は、移り住んだ方々の意見が多くありました。意見や要望はどんどん述べたほうが良いと思いますが、同時に、村人が観光業にたずさわる以前の厳しい自然環境と闘いながら、それぞれの暮らしを切り開き、営んできた歴史や風土、習慣、それに人々の気持ちや思いなどを、相互に理解し共有できるような努力も絶対に必要だと、しみじみ感じました。

【専決処分】ってどんなこと?

村議会が二度流会して、新聞記事などで「村は専決処分を決定」というような文言を目にしたせいか、多くの問い合わせがありました。

本当は、村当局に聞くのが一番いいのですが、「聞きにくい(?)」とのことですので簡単にご説明します。

執行者(村長)は、予算や事業計画を実行しようとする場合、基本的に議会の議決を経た上でその予算執行や計画を実行することになっています。

そのために、執行者(村長)は、議会を招集し審議のための原案を議題として提示します。

ところが、議会が2回(定例、臨時)流会しましたので、「地方自治法第179条」によって、議会で議決しようとしていた案件(今回は31議案)を、村長の権限で処分(執行)することができるというものです。

勿論、細かな条件がありますが、主に次の4つです。

- 1、議会が成立しないとき(在任議員が議員定数の半分に達しないとき)
- 2、議会を開くことが再びできないとき(出席議員が定足数に満たない)
- 3、村長が議会を招集する暇がないとき
- 4、議会が議決すべき議案を議決しないとき(1~3以外の、議決をすることができない一切の場合)

専決処分した事柄は、次の議会に報告し承認を得ることになっていますが、たとえ議会で否決されても「処分は有効」ということになっています。

ただし、上の1から4の場合のいずれかに該当するものとした村長の判断(認定)が、客観的に誤っていた場合は、その処分が違法となります。

果たして、誰が今回の議会を流会にしたのか徹底解明した場合、自ずと答えは出るはずです。

いずれにしても、絶対多数(14名中8人)である議会招集者(村長)側議員が、「議員の責任を放棄」(山梨学院大学法学部教授の言葉)して議会を流会させ、その結果をもって専決権の行使というには、議会軽視(無視)・村民軽視もはなはだしく、大いに異議を感じないわけにはいかないものです。

その意味でも、不当な理由(法学者の指摘)で2度も流会させた8議員は議会と村民に対し、自分たちの行動の責任を明確にすべきであります。

お知らせ

「みんなで考えよう!これからの山中湖」を右のように開催いたします。日ごろ考えている問題や将来の希望など、ご一緒にお話ししましょう。樋口からは、ダム問題の中間報告をする予定です。

日時：8月6日(金)19:00より
場所：旭日丘中央公民館

「これからの山中湖を考える会」